

後期第 6 問

X は M 森林組合長に就任し、同組合の業務一切を掌理し、同組合を代表して業務を処理していたところ、政府の代行機関である中央金庫 S 支店から受け取りたる農林漁業資金融通法による組合員が造林事業者に対する同法第 4 条に基き所定の用途以外に使用できない旨規正されている政府貸付金 175 万円を業務上保管中、同組合事務所において同組合の名義で前記保管金 175 万円のうち 43 万円を、第三者である N 町役場に貸与した。

なお N 町役場に貸与した目的は右貸付金には相当の利子が付せられ、この利息は同組合の収入とする、同組合の利益のためである。

また、X は組合員に交付すべき春期造林補助金 66 万円を業務上保管中 M 町において右金員のうち 23 万円を自己の用途に費消した。

かかる行為の X の罪責を述べよ。

参考判例：最高裁判所第二小法廷昭和 34 年 2 月 13 日判決